

事業計画書

1. 管理運営にあたっての基本方針

休日・夜間において必要とされる歯科医療を着実にこなすとともに、障害者の方の歯科医療を安心して提供できるようにする。そのため、豊橋市休日夜間・障害者歯科診療所条例の趣旨にそった急病患者への適切な歯科医療や心身に障害のある患者への歯科医療を行います。

休日（日曜日、国民の祝日、1月2日から4日、8月13日から15日、12月30日から31日）の10時から17時までと休日診療の日を除く20時から23時までの歯科診療体制を維持します。木曜日（休日診療の日及び12月29日を除く。）の13時30分から16時30分までの障害のある患者への歯科診療体制を維持します。

法人として最新の歯科医療知識を基に正確な判断、適切な治療に努めています。関係法令遵守のため、他団体が主催する講習会への会員の積極的な参加をの呼びかけるとともに例会等の機会をとらえ周知していきます。衛生面に配慮しつつ環境負荷軽減に取り組むとともに市民の健康的な生活を支えるため、必要な取り組みを進めます。

2. 管理運営に関する具体的事項

①施設の設置目的を最大限に発揮する管理運営業務について

休日夜間の歯科診療体制については会員の積極的な参画体制を維持する。また障害者歯科診療については新規に入会した会員に研修参加を呼びかけ障害者歯科診療ができる歯科医師の育成を行います。歯科衛生士の確保については、会員診療所や歯科衛生士会等を通じて要請しています。

②利用者サービスの向上について

受診者のために、親切・丁寧な対応を心がけ、受診し易い環境を作るとともに、専門的な知識・技術をもって適切な診療を行います。

障害者歯科診療所については、本会会員の診療所において啓発を行うほか、歯科医師会ホームページなどで市民に周知するなど、施設稼働率の向上に努めます。また、障害者の患者に対し適切かつ安定した医療を提供するため、静脈麻酔を活用した治療を行います。

③人員体制、責任体制及び人材育成について

受診者からの苦情、業務上の問題点は、担当理事や業務執行理事が責任を持って対応し、本会の理事会・定例会などで、報告・意見交換し、情報共有に努めます。

障害者歯科・安全管理などの講習会などには、会員の積極的な参加を呼び掛けていきます。歯科衛生士の資質向上のための研修機会を確保していきます。

④施設の維持管理について

保健所・保健センターの施設維持管理会社と協力し、市の意向に沿った施設の維持管理に努めます。

⑤危機管理対策及び個人情報保護対策について

保健所と協力し、災害時には救護所の応援体制を取ります

個人情報の適切な取扱いを行うため、研修を実施することで、個人情報保護法・条例を遵守します。

3. 施設経営に関する事項

本会の会員の診療所運営の知見や経験を活かし、備品の長期利用や設備のメンテナンス実施など物件費の節減に努めるなど、コスト抑制に努めます。

4. その他

安定した歯科医師の確保により、ゴールデンウィーク、盆、年末年始などの繁忙期には歯科医師等を増員し適切な対応を行うことで利用者サービスの向上や収入確保に努めます。

障害者歯科については、こども発達センターでの歯科診療スタッフが同日の午後にそのまま障害者歯科診療を行うことで、安心して歯科診療を受診できる体制を確保します。

収支予算書(令和6年度分)

(単位:千円)

区 分		金 額
収入計画	指定管理料	39,558
	利用料金	
	自主事業収入	
	その他収入	
収入合計		39,558

区 分	内 訳	金 額	
支出計画	1)人件費	給与	33,075
		法定福利費	220
	2)報償費	報償金	190
	3)需用費	消耗品費	132
		印刷製本費	11
		修繕費	297
		医薬材料費	1,637
	4)役務費		881
	5)委託料		1,256
	6)賃借料		845
	7)備品購入費		143
	8)公租公課		871
	支出合計		39,558

施設運営の体制づくりについて

①組織及び職員構成

